

日高軽種馬農業協同組合 トレーニングセール市場業務規程（平成26年版）

第1章 総 則

（遵守義務）

第 1 条 市場の運営を円滑に行うため、馬を販売しようとして販売申し込み手続きをした者（以下「販売申込者」という。）並びに馬を購入しようとして購入申し込み手続きをした者（以下「購買者」という。）は、すべてこの市場業務規程を遵守しなければならない。

（家畜市場の位置）

第 2 条 この家畜市場（以下「市場」という。）の位置は、北海道函館市駒場町12番2号とする。
2 事務所は、次に置き、市場開場中の事務所は、市場内に設ける。
本部事務所 北海道浦河郡浦河町築地2丁目1番1号
市場事務所 北海道函館市駒場町12番2号

（取扱う家畜の種類）

第 3 条 取扱う家畜は、サラブレッド、サラブレッド系種（以下「サラ」という。）の2歳馬とする。

（上場馬）

第 4 条 市場に上場する上場馬については、市場業務規程第22条第3項に定める瑕疵のうち、同条に従って公表されなかったものを除き、開設者又は販売者による何らの保証もなく現状有姿のまま上場されるものとする。
2 販売申込者は、上場馬の販売申し込みをするにあたり、開設者が定めた提出方法により当該馬の四肢レントゲン写真2枚及び上部気道内視鏡動画の提出ができるものとする。但し、その内容については販売申込者の責任とする。
3 購買者若しくはその代理人は、開設者所定の手続に従い、市場内の所定施設において前項によって開設者が提出をうけた四肢レントゲン写真及び上部気道内視鏡動画を閲覧することができる。
4 上場馬の個体確認について相違があった場合は販売申込者がその責任を負うものとする。
5 上場馬について、別表1に定めるアナボリックステロイドを使用してはならない。
6 開設者は、上場馬について採血を行い、その馬がアナボリックステロイドの影響下にあるかどうかの検査（以下「アナボリックステロイド検査」という。）を公益財団法人競走馬理化学研究所に依頼して行う。
7 販売申込者は、上場馬について前項に定めるアナボリックステロイド検査を拒むことはできない。
8 開設者は、第6項の検査においてアナボリックステロイドの存在が判明したときは、当該馬の上場を拒否することができる。

(開場の期日)

第 5 条 開場の期日は、北海道市場運営協議会で協議し、日高軽種馬農業協同組合の理事会において決定し、北海道知事に届け出て公表した日とする。

期 日 平成 2 6 年 5 月 1 3 日

(開場の時間)

第 6 条 開場の時間は、午前 6 時から午後 8 時までとする。

但し、開場時間内に馬の家畜取引が終了しないときは、延長する事ができる。

(馬の繋留)

第 7 条 上場馬は、家畜伝染病予防法第 2 条の家畜伝染病に罹患していないと診断されたものでなければ市場に繋留できない。

2 上場馬は、開設者の指定する場所に繋留しなければならない。

3 家畜伝染病予防法第 2 条の家畜伝染病以外の疾病又は悪癖のため他に危害を及ぼすおそれがあると認められる馬について、開設者から入場の拒絶又は隔離若しくは移動制限の要求がなされたときは、当該馬の販売申込者はこれに従わなければならない。

4 販売申込者は馬番号票の交付を受けそれを馬体につけ市場係員の指示に従うものとする。

(獣医師による検査を受ける場合の手続き)

第 8 条 家畜取引の当事者は、市場開催日において市場内に配置する獣医師にその馬が疾病にかかっているかどうかの検査を求めることができる。

2 家畜取引の当事者が、前項の検査を求める場合には、市場事務所にその旨申し出るものとする。

(せり会場における馬の事故責任)

第 9 条 開設者は、せりの開催期間中及びその前後の入厩期間中に、せり会場内及び関連施設内において馬に関連して生じたいかなる事故についても法的責任を負わない。

第 2 章 家畜取引の方法及び手続き

(家畜取引の方法)

第 1 0 条 市場における上場馬の家畜取引は、売買により行い、その売買はせり売りの方法によって行う。

(せり売りの方法)

第 1 1 条 上場馬は、開設者の定める順序によりせり場の上場するものとする。

2 せりの方法はせり上げを原則とする。但し、せり人(鑑定人)の判断によってせり下げす

ることができる。せり上げは万円単位とする。

(再せり売り)

- 第12条 販売申込者は、上場した馬につきせり落とし人が決定しなかったときは、その馬を再上場することができる。
- 2 前項の規定により再上場しようとする者は、直ちにその旨を市場事務所に申し出るものとする。
 - 3 再せり売りは、当該日に市場長の定めた順序により行なうものとする。

(販売の申込)

- 第13条 販売申込者は、開設者が別に定めるところにより当該馬の販売申込者、所有者、生産牧場及び飼養者の住所及び氏名(名称)、当該馬の品種、性別、毛色、生年月日、血統を記入した販売申込書に市場業務規程第29条(1)に定める販売申込登録料並びに血統を証明する書類を添えて申し込むものとする。
- 2 販売申込者と所有者、生産牧場及び飼養者の間で発生するいかなる紛争についても販売申込者の責とし、開設者は法的責任を負わない。
 - 3 開設者は、過去の当市場における本規程違反の行為その他の事情に鑑み、特に必要と判断した場合は、当該販売申込者による販売の申込を拒絶することができる。
 - 4 当該馬の血統を証明する書類は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルが交付する血統登録証明書とする。販売申込者は当該市場への申込時において当該馬の血統登録証明書を開設者に提出しなければならない。
 - 5 販売申込者は、せり開始前までに市場業務規程第17条で定める公表事項を記入した書類並びに販売希望価格書を市場事務所に提出するものとする。
 - 6 開設者は、上場前に当該馬が販売申込者の申告内容に虚偽があることがあきらかとなった場合や市場開催初日の前日までに当該馬の血統登録証明書が開設者に提出されなかった場合、及び開設者が特に必要と判断した場合は当該馬の上場を拒否し、欠場させることができる。

(販売申込馬の欠場)

- 第14条 販売申込者は、販売申し込み手続きをした馬が疾病、事故などで止むを得ず欠場させざるを得なくなったときは、直ちに診断書等を附して開設者に届け出るものとする。
- 2 開設者は前項の届出があったときは、せり当日せり名簿に記載した当該馬の番号、馬名及び販売申込者を場内に掲示して公表するものとする。

(購買の申込)

- 第15条 購買申込手続きをしようとする者は、市場開催5日前までに住所・氏名(名称)等を記入した購買参加誓約書を開設者に提出しなければならない。
- 2 前項の場合、購買を他に依頼するときは、開設者が認めた購買代理人委任状により開設者が認めた場合、代理人として参加することができる。

- 3 市場開催当日のせり開始時間までに開設者が認める保証人を付け第1項の手続きをとらなければならない。但し、開設者が認めた場合、開設者が別に備える購買実績者一覧に記載されている者にあつては、保証人を省くことができる。
- 4 開設者は、購買の申込を受理したときは、購買者として購買登録番号章を交付するものとする。
- 5 購買者は、購買登録番号章を見やすい箇所につけるものとする。
- 6 開設者は、前第1項ないし第3項について審査をし、その判断により購買の申込を拒絶することができる。

(購買予納金について)

第16条 この市場において、購買申込手続きをしようとする者にあつては、購入予定頭数、購入予定金額に応じてその50%相当額を予納金として納付をしなければならない。但し、開設者が認めた場合にはこの限りでない。

(家畜取引開始前の公表)

第17条 市場開設者は、せり名簿に記載された事項のほか、第5項に定める事項の有無を販売申込者の届出により、上場時にこれを読み上げて行なうものとする。

- 2 販売申込者は、追加する事項やせり名簿に記載されている事項について確認し記載もれ、誤記がある場合は、せり開始前までに開設者に書面で申出し、追加・訂正を求めなければならない。
- 3 開設者は、前項の申出があつたときは、せり台においてこれを追加・訂正しなければならない。
- 4 公表された事項について相違があつた場合、これによって生じた購買者との紛争は、販売申込者の責任において一切を処理するものとし、市場開設者は一切の責任を負わないものとする。
- 5 第1項で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 悪癖（さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い）
 - (2) 目の異常（白内障、黒内障、緑内障）、月盲、一眼以上の失明
 - (3) 去勢
 - (4) 全身麻酔を伴う外科手術歴
 - (5) その他開設者が必要と認める事項

(せり落とし人の決定及び売買の成立)

第18条 せり人（鑑定人）が最高せり上げ価格を三度以上呼びあげ、他にこれをこえる価格にせり上げる者がいないときは、最高価格の購買者をせり落とし人と決定する。

- 2 せり落とし人が決定したときをもって売買契約は成立したものとし、せり人（鑑定人）又はその補助者は、直ちにその価格、せり落とし人の氏名（名称）、もしくは購買登録番号を呼びあげるものとする。

- 3 せり人（鑑定人）がせり落とし人を決定した後は、このことについて何人も異議を申し立てることができない。
- 4 売買成立時点をもって危険負担は、市場業務規程第22条、第23条で定める他は、せり落とし人が負うものとする。
- 5 せり落とし人が決定したときは、せり落とし人は、直ちに所定の購買確認書に署名するものとする。なお、せり落とし人と販売申込者は、かかる売買を確認するため、別途所定の売買契約書に調印しなければならない。

（せり落とし人の決定に係る紛争の処理）

- 第19条 せり落とし人の決定に係る紛争が生じた場合、紛争当事者はせり人（鑑定人）の裁定に従わなければならない。
- 2 せり人（鑑定人）が当該馬のせりの再開を裁定した場合、紛争当事者のみが再開したせりに参加できる。但し、せり価格が紛争発生時点の価格を下回った場合は、すべての購買者が参加できるものとし、せり人（鑑定人）はこの旨宣言しなければならない。

（代金の決済）

- 第20条 せり落とし人が決定したときは、せり落とし人はせり落とし価格に消費税相当額を加算して得た額（以下「取引価格」という。）を市場閉場時間までに日本国通貨による現金（以下「現金」という。）又は小切手にて市場事務所に支払うか又は現金を開設者が指定する金融機関に振り込むものとする。
- 但し、せり落とし人が止むを得ない理由により取引価格に相当する金額を市場閉場時間までに支払うことができない場合で、開設者がせり落とし人の支払条件を承認した場合は、当該市場終了の翌日より7日以内に限り支払を猶予することができる。
- 2 開設者は、せり落とし人が市場業務規程第22条、第23条の手続きをした場合であっても、第1項に定める取引価格の支払い猶予期間はこれを伸長しない。
 - 3 開設者は、当該馬に係る取引価格から市場業務規程第29条（2）に定める販売手数料を控除して販売申込者に支払う。
 - 4 開設者は、販売申込者から提出された血統登録証明書を取引価格の全額決済後に当該馬のせり落とし人に渡すものとする。
 - 5 市場閉場時間とは当該市場における当該日の閉場時間をいう。市場終了とは当該市場全日程終了時点をいう。

（馬の引渡し）

- 第21条 売買成立馬のせり落とし人への引渡しは、取引価格の全額決済後に開設者が指定した場所で行うものとする。
- 2 売買成立馬について、市場業務規程第22条、第23条に定める手続きがなされている場合、取引価格の全額決済後であっても、開設者の許可なく当該馬を移動することはできない。
 - 3 第1項に定める引渡しは、当該馬の売買成立時点から当該市場終了日の翌日より7日以内

とする。

- 4 販売申込者は、売買成立時点から第3項で定めた引渡し期間内における引渡しまでは、無償にて善良な管理注意義務を負う。

(売買契約の解除)

第22条 せり落とし人又は販売申込者が、その売買において市場業務規程に違反したときは、開設者を通じて売買契約を解除することができる。

- 2 せり落とし人は、せり落とした馬について当該馬の上場日に公表のなかった第3項に定める事項を発見した時は、当該市場終了日の翌日より7日以内に、診断書等を附した書面をもって開設者に届け出ることができる。
- 3 第2項で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 悪癖（さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い）
 - (2) 目の異常（白内障、黒内障、緑内障）、月盲、一眼以上の失明
 - (3) 去勢
 - (4) 全身麻酔を伴う外科手術歴
- 4 開設者は、せり落とし人より第2項に定める届け出があった場合、速やかに販売申込者に通知し、開設者または開設者の指定する獣医師が、せり落とし人の届け出た事項について確認し診断結果をせり落とし人に通知する。
- 5 せり落とし人は、前項で定めた通知内容が届け出内容と一致した場合、開設者を通じて売買契約を解除することができる。
- 6 第3項に定める事項以外の瑕疵の場合、又は第2項に定める届け出が同項に定める期間内に行われなかった場合は、せり落とし人は、せり落とした馬の瑕疵等に関し何らの異議も申し立てることはできない。
- 7 せり落とし人は、開設者の診断結果が出るまでの間は所有権を第三者に移転することはできない。

(売買契約解除の申し出)

第23条 せり落とし人は、せり落とした馬について第2項に定める事項を発見した時は、当該馬のせり落とした日の翌日より3日以内に診断書ならびにレントゲン写真等を附した書面をもって開設者に申し出ることができる。但し、せり落とし人が、販売申込者からせり落とした馬の引渡しを受けた場合はこの限りではない。

- 2 第1項で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 関節部の骨片（飛節の離断性骨軟骨症は除く）
 - (2) 関節面の軟骨下骨嚢胞
 - (3) 喉頭片麻痺（別表2に定める安静時の馬における喉頭機能の評価ⅢないしⅣのもの）
 - (4) 頸椎狭窄による腰萎

但し、第4条第2項に従って販売申込者から提出された四肢レントゲン写真ないし上部気道内視鏡動画上、(1)(2)ないし(3)の症状が撮像されていた場合には、せり落とし人

は、当該馬のせり落とし後（１）（２）ないし（３）の症状を発見した場合であっても第１項の申し出をすることができない。

- 3 開設者は、せり落とし人より売買契約の解除の申し出があった場合、販売申込者にその旨を通知する。販売申込者は、開設者の通知を受けた日の翌日より３日以内に、その申し出内容について診断させ、診断書、レントゲン写真等を開設者に提出する。
- 4 開設者は、せり落とし人ならびに販売申込者から提出された診断書、レントゲン写真等を市場業務規程第２４条で定める北海道市場判定委員会（以下「判定委員会」という。）に提出し、内容について審査をゆだねる。
- 5 開設者は、判定委員会の審査に基づいて下された判断をもって、開設者の最終決定とし、せり落とし人及び販売申込者に通知する。
- 6 せり落とし人は、判定委員会による審査の結果、申し出た事項について、認められた場合は開設者を通じて売買契約を解除することができる。
- 7 せり落とし人及び販売申込者は、第５項にて通知された最終決定に従うものとする。
- 8 せり落とし人は、開設者の最終決定が出るまでの間は、代金の決済後であっても所有権を第三者に移転することはできない。
- 9 せり落とし人の申し出が認められなかったときは、販売申込者が開設者に報告するために要した診察料等の費用はせり落とし人がこれを負担するものとする。

（判定委員会）

第２４条 北海道市場判定委員会は、開設者が指定する獣医師を含めた委員で構成する。

2 判定委員会は、次に掲げる事項を審議し、判断を下すものとする。

- （１）市場業務規程第２３条で定める申し出があった場合
- （２）その他、開設者が必要と認めた場合

3 判定委員会は、疾病等の申し出があった場合、必要に応じ独自に診察することができる。

（家畜取引終了後の公表）

第２５条 家畜取引終了後の公表は、その翌日までに、次に掲げる事項を場内に掲示して行う。

- （１）馬の品種別、性別、年齢別上場頭数
- （２）前号の区分による家畜取引成立頭数
- （３）前１号の区分による馬の最高、最低及び平均取引価格

第３章 市場業務執行係員及び取引関係人

（市場業務執行係員）

第２６条 この市場は、次に掲げるものがその業務を執行する。

- （１）市場長 1名

- (2) せり人<鑑定人> 1名以上
 - (3) 獣医師 1名以上
 - (4) 市場係員 1名以上
 - (5) せり人(鑑定人)の補助者 1名以上
- 2 市場長は、せり人(鑑定人)、獣医師、市場係員及びせり人(鑑定人)の補助者を指揮監督する。
- 3 せり人(鑑定人)は、せりの進行をつかさどる。
- 4 せり人(鑑定人)の補助者は、せり人(鑑定人)の業務執行の補助を行う。
- 5 第1項各号に掲げる者は、別に定める記章をつけるものとする。

(せり人(鑑定人)の禁止行為)

第27条 せり人(鑑定人)は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 販売申込者又は購買者と通謀して正常な家畜取引を阻害し、又はこれらの者をして談合、その他の不正な行為をさせること。
- (2) その職務に関して、販売申込者又は購買者から金品その他の利益を受けること。
- (3) 売買の当事者になること。
- (4) 故意にせり落とさせないこと。
- (5) 一般に通用しないふちょうその他の方法で価格を呼び上げること。

(仲立業の営業禁止)

第28条 この市場において仲立業の営業を認めないものとする。

第4章 徴収料金

(徴収料金)

第29条 徴収料金の種類及び金額は次のとおりとする。

(1) 販売申込登録料

ア 別表3に定める団体に所属する販売申込者にあつては、105,000円とする。但し、開設者が別に定めた期間内の追加登録にあつては、157,500円とする。

イ 前項以外の販売申込者にあつては、210,000円とする。但し、開設者が別に定めた期間内の追加登録にあつては、315,000円とする。

ウ 販売申込登録料については販売申込者に返還しないものとする。

(2) 販売手数料

販売申込者に対する販売手数料は、せり落とし価格に対し1000分の50とし、消費税相当額を加算した額とする。

(3) 欠場馬の取扱

別表4のとおりとする。

第5章 雑 則

(契約違反の場合の処置)

第30条 せり落とし人が、その当該馬に係る売買契約に違反し、同契約が解除された場合には、せり落とし人は販売申込者に対し、違約金として売買代金の50%相当額を支払わなければならない。なお、販売申込者が売買代金の一部を受領しているときは、取引価格の50%相当額に充つるまで、上記違約金に充当することができる。

- 2 前項の場合において、開設者がせり落とし人から取引価格の一部を受領している場合には、開設者は前項に定める金額に充つるまで、これを販売申込者に交付することができる。

(管轄裁判所)

第31条 市場における取引に係る紛争が生じたときは、札幌地方裁判所を管轄裁判所とする。

(家畜市場内における秩序の維持に関する事項)

第32条 開設者は、次の各号の1に該当する者に対し、退場又は期間を限って入場の禁止を命ずることができる。

- (1) この市場業務規程に違反した者
- (2) 市場内の馬で上場馬について虚偽の風説を流布した者
- (3) 市場に対して虚偽の申告をした者
- (4) 市場の業務を妨害し、又は秩序を乱した者若しくはそのおそれのある者
- (5) 故意に市場の施設を毀損した者又は馬に危害を加えた者、若しくはそのおそれのある者
- (6) 市場係員の指示に従わない者

- 2 開設者は、第1項の規定により入場の禁止を命じた場合には、その氏名、期間及び理由を場内に掲示する。

(施行期日)

第33条 この市場業務規程は平成26年2月3日から施行する。

<別表1>

アナボリックステロイド

日本中央競馬会競馬施行規程別表（2）に定める薬物のうち、以下のアナボリックステロイドとする。

キンボロン、スタノゾロール、テストステロン、トレンボロン、ナンドロロン、フラザボール、フルオキシメステロン、ボルジオン、ボルデノン、17 α -メチルステロイド類及びメテノロン並びにこれらのいずれかを含有する物（遊離する物を含む。）

<別表2>

安静時の馬における喉頭機能の評価

(参照文献： Robinson NE 2004, Equine Veterinary Education, 16: 333-336)

- I. 左右の披裂軟骨の動きが常に同調かつ対称であり、完全外転が獲得・維持される。
- II. 披裂軟骨の動きが非同調で、かつ喉頭が左右不対称な状態を示すこともあるが、披裂軟骨の完全外転は獲得・維持されうる。
- III. 披裂軟骨の動きが非同調で、喉頭が左右不対称である。披裂軟骨の完全外転は獲得・維持されない。
- IV. 披裂軟骨と声帯ヒダは動かない。

<別表3>

1. 日高軽種馬農業協同組合
2. 胆振軽種馬農業協同組合
3. 十勝軽種馬農業協同組合
4. 青森県軽種馬生産農業協同組合
5. 一般社団法人宮城県軽種馬協会
6. 千葉県両総馬匹農業協同組合
7. 関東軽種馬生産育成協会
8. 九州軽種馬協会

<別表4>

欠場馬の届け出と処理内容
1. 販売申込者は、販売申込手続きをした馬が疾病・事故等で止む無く欠場させざるを得なくなった時は、直ちに診断書等を附して開設者に届け出るものとする。
2. 開設者は、せり当日、欠場馬のせり名簿番号、馬名及び販売申込者名を場内に掲示する。
3. 開設者は、市場終了後必要に応じて実馬検査を実施する。

次に該当する場合、販売申込者に対し違約金400,000円を徴収する。

1. 上場日翌日までに診断書等が提出されなかった場合
2. 正当な欠場理由として認められなかった場合